



2015年5月13日

各位

会社名 株式会社メディopalホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 渡辺 秀一  
(コード番号 7459 東証1部)  
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長 土塩 守  
(TEL. (03) 3517-5171)

### 定款変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を第106回定時株主総会（2015年6月24日開催予定）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款の一部変更の理由

- (1) 「薬事法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第84号)が平成26年11月25日に施行され、新たに再生医療等製品に関する規制が設けられたことに伴い、当社グループにおいてもこれを取り扱うことを可能とするため、文言を追加すること及びその他の文言の整理を行うものであります。
  - (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等ではない取締役及び社外監査役ではない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、第26条第2項及び第34条第2項の一部を変更するものであります。
- なお、第26条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 医薬品、医薬部外品、 <u>医療用外各種薬品類</u> の 販売、製造および輸出入。	(1) 医薬品、 <u>再生医療等製品</u> 、 <u>医薬部外品</u> の販 売、製造および輸出入。
(2) 毒物、劇物、工業用薬品、有機無機化学品、 試薬、防疫用薬剤、 <u>衛生材料</u> 、 <u>香料</u> 、化粧 品、歯磨、石鹼、乳製品、食品、飲料品、酒	(2) 毒物、劇物、工業用薬品、有機無機化学品、 試薬、防疫用薬剤、香料、化粧品、歯磨、石 鹼、乳製品、食品、飲料品、酒精含有飲料

<p>精含有飲料品、動物用医薬品、農業薬品、肥料、飼料、飼料添加物、食品添加物、日用雑貨品、玩具、文具、アルコールの販売、製造および輸出入。</p> <p>(3) 度量衡計量器、医療機器、医療用電子機器、<u>医療用具</u>、介護用品、福祉用具、健康機械器具、農業用・畜産用機械器具、情報処理機器、<u>医療用高圧ガス</u>の販売、製造、修理、賃貸借、リース、それらに関連する古物売買および輸出入ならびにそれらの仲介。</p> <p>(4) ～ (8) (省略)</p> <p>(9) 情報提供・処理サービス業ならびにコンピューターのシステム・エンジニアリングおよび物流システムの機器、ソフトウェアの開発、保守、<u>賃貸</u>および販売。</p> <p>(10) ～ (20) (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める額とする。</p>	<p>品、動物用医薬品、農業薬品、肥料、飼料、飼料添加物、食品添加物、日用雑貨品、玩具、文具、アルコール、<u>高圧ガス</u>の販売、製造および輸出入。</p> <p>(3) 度量衡計量器、医療機器、<u>動物用医療機器</u>、医療用電子機器、<u>衛生材料</u>、介護用品、福祉用具、健康機械器具、農業用・畜産用機械器具、情報処理機器の販売、製造、修理、賃貸借、リース、それらに関連する古物売買および輸出入ならびにそれらの仲介。</p> <p>(4) ～ (8) (現行どおり)</p> <p>(9) 情報提供・処理サービス業ならびにコンピューターのシステム・エンジニアリングおよび物流システムの機器、ソフトウェアの開発、保守、<u>貸与</u>および販売。</p> <p>(10) ～ (20) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>業務執行取締役等ではない取締役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める額とする。</p>
--	--

以上